

○公衆浴場法施行細則

昭和六十一年八月二日
山口県規則第六十六号

公衆浴場法施行細則をここに公布する。

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則（昭和二十三年山口県規則第八十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）の施行について、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例（平成六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平六規則五七・一部改正）

（営業許可の申請）

第二条 省令第一条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記第一号様式）によらなければならない。

2 省令第一条第五号の知事が定める事項は、条例第三条第一項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容とする。

3 第一項の申請書には、省令第一条第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 付近の見取図（公衆浴場の周囲三百メートルの区域内に既設の公衆浴場がある場合に
あつては、当該公衆浴場を記載したもの）

二 建物配置図

三 各階平面図

四 脱衣室及び浴室の断面図

五 二面以上の立面図

六 入浴の用に供する湯水の給水経路及び排水経路を明らかにした図面

七 条例第四条第二項第十九号に規定する衛生管理に関する事項を定めた要領

八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水等」という。）以外の水を入浴又は飲用に供する場合に

あつては、第九条に規定する事項について同条に規定する方法により実施した水質検査の成績書の写し

(平六規則五七・平一五規則八二・令三規則七二・一部改正)

(距離の測定方法)

第三条 条例第三条第一項に規定する距離は、新たに法第二条第一項の許可を受けて経営しようとする一般公衆浴場の出入口と既設の一般公衆浴場の出入口との間の直線距離を測定するものとする。

(平六規則五七・追加)

(承継の届出)

第四条 省令第二条第一項、省令第三条第一項又は省令第三条の二第一項の届書は、公衆浴場営業承継届(別記第二号様式)によらなければならない。

(平六規則五七・旧第三条繰下、平一三規則三八・一部改正)

(変更の届出)

第五条 省令第四条の規定による公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業承継届の記載事項の変更の届出をしようとする者は、公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届(別記第三号様式)又は公衆浴場営業承継届記載事項変更届(別記第三号様式)に省令第一条第一号及び第二条第三項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、公衆浴場の所在地を管轄する保健所の長(以下「所轄保健所長」という。)に提出しなければならない。

(平六規則五七・旧第四条繰下)

(停止等の届出)

第六条 省令第四条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届出をしようとする者は、公衆浴場営業停止届(別記第四号様式)又は公衆浴場営業廃止届(別記第四号様式)を所轄保健所長に提出しなければならない。

(平六規則五七・旧第五条繰下)

(水質基準)

第七条 条例第四条第二項第三号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を入浴の用に供する場合において、第一号ロからホまで並びに第二号ロ及びハの基準の全部又は一部を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと認められるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- 一 入浴の用に供する湯水のうち、浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）以外の湯水次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 大腸菌は、検出されないこと。
 - ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でない認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
 - ハ 水素イオン濃度は、水素指数五・八以上八・六以下であること。
 - ニ 色度は、五度以下であること。
 - ホ 濁度は、二度以下であること。
 - ヘ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- 二 浴槽水 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 大腸菌群数は、一ミリリットルにつき一個以下であること。
 - ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でない認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。
 - ハ 濁度は、五度以下であること。
 - ニ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

（平一五規則八二・全改、令三規則七二・一部改正）

（残留塩素濃度の基準）

第八条 条例第四条第二項第五号の規則で定める濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度とする。

- 一 遊離残留塩素濃度 通常の状態において一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、かつ、一リットルにつき最大一ミリグラムを超えない濃度
- 二 結合残留塩素濃度 一リットルにつき三ミリグラムの濃度

（令三規則七二・全改）

（水質検査）

第九条 条例第四条第二項第十八号の水質検査（以下「水質検査」という。）は、飲用に供する湯水にあつては別表の一の項から五の項まで、六の項又は七の項及び八の項から十二の項までの中欄に掲げる事項、入浴の用に供する湯水（浴槽水を除く。）にあつては同表の二の項、六の項又は七の項、八の項及び十一の項から十三の項までの中欄に掲げる事項（第七条ただし書の規定により同条第一号ロからホまでの基準の全部又は一部を適用し

ないことができる場合にあつては、当該基準に係る事項を除く。)、浴槽水にあつては同項の中欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により行うものとする。

2 水道水等を使用しており、かつ、循環させていない浴槽水にあつては、前項の規定にかかわらず、水質検査を行わないことができる。

3 水質検査の回数は、次の各号に掲げる湯水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 入浴又は飲用に供する湯水(浴槽水を除く。)及び浴槽水(毎日入れ替えているものに限る。) 一年に一回以上

二 前号に規定する浴槽水以外の浴槽水 一年に二回以上(浴槽水を消毒するときに塩素系薬剤を使用していない場合にあつては、一年に四回以上)

(平一五規則八二・追加、令三規則七二・一部改正)

(患者入浴許可の申請)

第十条 法第四条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書(別記第五号様式)を所轄保健所長に提出しなければならない。

(平六規則五七・旧第六条繰下、平一五規則八二・旧第八条繰下)

(報告)

第十一条 法第二条第一項の許可を受けた者(施設のしゅん工前に同項の許可を受けた者に限る。)は、施設がしゅん工したときは、遅滞なく、その旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

2 営業者は、水質検査の結果、第七条の基準を超えていた場合には、遅滞なく、その旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

3 営業者は、当該営業者が経営する公衆浴場を利用した者がレジオネラ症に感染し、又はその疑いがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

(平六規則五七・旧第七条繰下、平一五規則八二・旧第九条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の公衆浴場法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の公衆浴場法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成二年規則第二二号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第五七号）

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第八二号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第七二号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第九条関係）

（令三規則七二・追加）

項	事項	方法
一	一般細菌	標準寒天培地法
二	大腸菌	特定酵素基質培地法
三	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
四	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
五	塩化物イオン	イオンクロマトグラフによる一斉分析法又は滴定法
六	全有機炭素の量	全有機炭素計測定法
七	過マンガン酸カ リウム消費量	滴定法
八	水素イオン濃度	ガラス電極法
九	味	官能法
十	臭気	官能法

十一	色度	比色法又は透過光測定法
十二	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
十三	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別記第1号様式(第2条関係)

(表)
公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話 局 番)

下記のとおり公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

公衆浴場	名 称					
	所 在 地					
種 類		1 一般公衆浴場	2 その他の公衆浴場			
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要措置の基準に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容						
衛生管理に関する責任者の氏名						
営業開始予定年月日		年 月 日				
構 造 室	敷 地 面 積	m ²	建物の構造	造	階建	
	建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²		
	換 気 設 備	1 自然換気設備		2 機械換気設備		
		3 空気調和設備				
	脱 衣 室 の 面 積	男子用	m ²	女子用	m ²	
	浴 槽	面 積	男 子 用		女 子 用	
			m ²		m ²	
	浴 室	屋 内	容 積	附 属 設 備	容 積	附 属 設 備
			m ³		m ³	
			m ³		m ³	
m ³				m ³		
m ³				m ³		
m ³				m ³		
槽	屋 外	m ³		m ³		
		m ³		m ³		

設 備	洗い場の面積		m ²		m ²				
	洗い場の給水栓数		個		個				
	使用水の種類		1 水道水等 2 温泉 3 その他()						
	浴槽水の消毒方法		1 塩素系薬剤 2 塩素系薬剤以外の薬剤() 3 紫外線消毒 4 その他()						
	ろ 過 器	ろ材の種類							
		ろ過能力		m ³ /時		m ³ /時			
		台数		台		台			
	飲料水供給設備の使用水の種類		1 水道水等 2 その他()						
	便 所	便器数	男子用	大 便 器	個	兼用便器	個	小 便 器	個
			女子用	兼 用 便 器	個				
		消毒装置を備えた流水式の手洗い設備数	男 子 用	個	女 子 用	個			
公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名									

(裏)

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 付近の見取図(公衆浴場の周囲300メートルの区域内に既設の公衆浴場がある場合に
あつては、当該公衆浴場を記載したもの)
 - 2 建物配置図
 - 3 各階平面図
 - 4 脱衣室及び浴室の断面図
 - 5 2面以上の立面図
 - 6 入浴の用に供する湯水の給水経路及び排水経路を明らかにした図面
 - 7 条例第4条第2項第19号に規定する衛生管理に関する事項を定めた要領
 - 8 水道水等以外の水を入浴又は飲用に供する場合にあつては、公衆浴場法施行細則第9
条に規定する事項について同条に規定する方法により実施した水質検査の成績書の写し
 - 9 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称
及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲み、温泉の含有物質又は医薬品等を原料
とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用
法、用量及び効能を付記すること。
 - 3 「換気設備」欄、「使用水の種類」欄、「浴槽水の消毒方法」欄及び「飲料水供給設備
の使用水の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 4 「公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人
の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名すること
を要しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第4条関係)

公衆浴場営業承継届

保健所長 様

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

生年月日 年 月 日生

(電話 局 番)

相 続

下 記 の と お り 合 併 に よ り 公 衆 浴 場 営 業 を 営 む 者 の 地 位 を 承 継 し た の で 、
分 割

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

公衆浴場	名 称				
	所 在 地				
許可年月日及び指令番号			年 月 日 第 号		
相 続	被相続人	住 所			
		氏 名			
	被相続人との続柄				
法人 の合 併又 は分 割	合併により消滅した 法人又は分割前の法 人	名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	
相続開始、合併又は分割 の年月日		年 月 日			

添付書類

- 1 相続による承継にあつては戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、法人の合併又は分割による承継にあつては合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該公衆浴場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し
 - 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該公衆浴場営業を継承すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第5条関係)

公衆浴場営業許可申請書 記載事項変更届
公衆浴場営業承継届

保健所長 様 年 月 日

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり 公衆浴場の営業許可申請書 記載事項を変更したので、
公衆浴場営業承継届

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び指令番号		年 月 日 第 号
承継届受理の年月日及び番号		年 月 日 第 号
変 更 事 項		1 申請者又は届出者の住所又は氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名) 2 公衆浴場の名称又は所在地 3 公衆浴場の種類 4 衛生管理に関する責任者の氏名 5 営業施設の構造設備
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「承継届受理の年月日及び番号」欄は、公衆浴場営業承継届を提出した場合に記入すること。
- 3 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 公衆浴場法施行規則第1条第1号及び公衆浴場法施行細則第2条第3項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第6条関係)

公衆浴場営業 停止届
廃止

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり公衆浴場営業の 全部 一部 を 停止 廃止 したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
許可の年月日及び指令番号		年 月 日 第 号
停止の理由		
停止年月日		年 月 日
営業再開予定年月日		年 月 日

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「営業再開予定年月日」欄は、営業を停止した場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第10条関係)

患者入浴許可申請書

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり患者の入浴の許可を受けたいので、公衆浴場法第4条ただし書の規定により申請します。

記

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
種	類	
適	応	症
患者の入浴の開始予定年月日		年 月 日
申 請 の 理 由		

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「種類」欄は、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式（第2条関係）

（平6規則57・全改、平10規則45・平13規則38・平15規則82・令元規則2・令3規則3・令3規則72・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（平6規則57・平10規則45・平13規則38・令元規則2・令3規則3・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平6規則57・平10規則45・平15規則82・令元規則2・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平6規則57・平10規則45・令元規則2・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

（平6規則57・平10規則45・平13規則38・平15規則82・令元規則2・令3規則3・一部改正）